

開発審査会提案基準 2 1 「既存建築物の再活用」解説の改正／新旧対照表（案）

改正後の解説		従来 of 解説	
提案基準 2 1 「既存建築物の再活用」	法 3 4 条 1 4 号 令 3 6 条 1 項 3 号ホ	提案基準 2 1 「既存建築物の再活用」	法 3 4 条 1 4 号 令 3 6 条 1 項 3 号ホ
◎ 立地基準編第 2 章第 1 2 節 [審査基準 2] 提案基準 2 1 (P88～P90)		◎ 立地基準編第 2 章第 1 2 節 [審査基準 2] 提案基準 2 1 (P88～P90)	
1～3 省略		1～3 省略	
<p>4 要件 3 について</p> <p>(1) 「当該市町村の土地利用計画、環境の保全、周囲の状況等に照らし支障がないもの」については、地元市町村長の意見書により確認する。</p> <p>(2) 要件 3 (4) ウの「地元市町村の意見を踏まえ」については、計画されている既存建築物の用途変更が地元市町村として支障ないか否かを地元市町村長の意見書により確認する。</p> <p>なお、要件 3 (4) ウの「法第 9 条第 1 0 項に規定する準工業地域において立地可能であり、かつ原則として自己の業務用である建築物に限る。」について、申請に係る建築物の用途が、当該市町村の条例により規制されているもの又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 1 項に規定する風俗営業若しくは同法同条第 6 項に規定する店舗型性風俗特殊営業を目的としたものは本提案基準では取り扱わない。</p> <p>(3) 「原則として自己の業務用」については、<u>既存建築物を再活用するにあたり既存建築物の建替を伴うことなく再利用するものであって、当該既存建築物全体を事業主が賃借（使用賃借）し、自ら業務用の用途に再利用する場合に限り「自己の業務用」であることを問わないこととする。</u></p> <p><u>なお、当該既存建築物を原則として 1 0 年以上継続して賃借（使用賃借）することが契約書により確認できること。</u></p>		<p>4 要件 3 について</p> <p>(1) 「当該市町村の土地利用計画、環境の保全、周囲の状況等に照らし支障がないもの」については、地元市町村長の意見書により確認する。</p> <p>(2) 要件 3 (4) ウの「地元市町村の意見を踏まえ」については、計画されている既存建築物の用途変更が地元市町村として支障ないか否かを地元市町村長の意見書により確認する。</p> <p>なお、要件 3 (4) ウの「法第 9 条第 1 0 項に規定する準工業地域において立地可能な自己の業務用である建築物に限る。」について、申請に係る建築物の用途が、当該市町村の条例により規制されているもの又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 1 項に規定する風俗営業若しくは同法同条第 6 項に規定する店舗型性風俗特殊営業を目的としたものは本提案基準では取り扱わない。</p>	
5～7 省略		5～7 省略	